

船障第316号
令和7年4月10日

市内共同生活援助事業所
市内施設入所支援事業所 各位

船橋市健康福祉局
福祉サービス部障害福祉課

船橋市における「地域連携推進会議」の指針の改訂について（依頼）

日頃より、本市の障害福祉行政にご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

令和7年4月からグループホーム及び施設入所支援を行う事業所において『地域連携推進会議』が義務化されています。（令和7年3月31日までは努力義務）

かねてより、厚生労働省より公開された「地域連携推進会議の手引き」及び船橋市において独自に定めた指針にのっとり会議を開催していただくようお願いしているところですが、この度別紙のとおり船橋市の指針を改訂しましたのでお知らせいたします。

各事業者様におかれましては、引き続き適正な運営に努めていただくようお願い申し上げます。

なお、今年度から本格的に稼働する事業であり、今後とも関係者のみなさまのご意見を伺いながらより良い地域連携推進会議を目指していく所存ですので、運用等に変更が生じる可能性がございます。お気づきの点がございましたらご連絡をお願いいたします。

<主な変更点>

- 1, 指針の性質を明記
- 2, 「6 議事録について」を追加
- 3, ヘッダーにバージョンを明記

<連絡先・問い合わせ先>

船橋市役所 障害福祉課 計画係
電話：047-436-2307

メール：shogaifukushi@city.funabashi.lg.jp

船橋市 地域連携推進会議の指針

別紙

原則的に、国から発出されている「地域連携推進会議の手引き」に沿って実施してください。一部、国の手引きと異なる部分や特にご注意いただきたい部分について、船橋市としてこの指針を定めました。

1 「地域連携推進会議」とは

「地域連携推進会議」とは、船橋市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和6年船橋市条例第22号）及び船橋市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和5年船橋市条例第24号）の規定に基づき、事業所が自ら設置することが義務付けられたもので、利用者家族や地域住民の代表者等に、提供しているサービス内容等を明らかにすることで、サービスの透明性や質の確保・利用者の権利擁護・地域と連携を図ることを目的としています。

2 地域連携推進員の選出

地域連携推進員は下記①～③は必須、④～⑥は任意ではあるものの、特に④、⑥の分野からは可能な限り選出し、5名程度以上とするのが望ましいです。

地域連携推進員（事前の打診段階における候補者も含む）の個人情報及びその公開（議事録の記載等）については、事前同意を徹底するなど利用者の個人情報の取り扱いに準じて適切に取り扱うようお願いいたします。

① 利用者

意思表示が出来ない利用者の場合は、成年後見人や家族に代理してもらう等の工夫をお願いいたします。

② 利用者家族

地域連携推進員として選出する家族は、多様な視点から意見を聴取する目的から、

①の利用者とは別の利用者家族であることが望ましいです。

③ 地域住民の関係者

例えば、自治会・町会などの地域団体の方、民生委員・児童委員、地域で活動しているNPO 法人の方、事業所の近隣にお住まいの方などが想定されます。

選出が難しい場合は、下記枠内をご参照ください。

④ 福祉について知見を有する者

地域との連携や、運営の透明性を確保する観点から同一法人またはその系列法人に所属する者を選出することは望ましくないと考えます。

選出が難しい場合は、下記枠内をご参照ください。

⑤ 経営について知見を有する者

障害福祉サービス、介護保険サービス、児童福祉施設等の運営等の経営に携わっている人や、財務諸表等から経営状況を把握しアドバイス出来る人が想定されます。

⑥ 市町村の担当者

船橋市にはグループホーム・施設入所支援を行う事業所が非常に多くあるため、全ての地域連携推進会議への出席が難しい状況です。しかし、事業所の運営状況や地域との関係性について、市の立場から会議に参加し、事業運営の報告等をお聞かせいただくことは非常に意義のあることと考えておりますので可能な範囲で出席するものとしします。(原則2名で伺います)

【地域住民の関係者の選出が難しい場合の相談先】

①町会・自治会代表者に依頼したい場合

市で事業所等の所在する地域がどこの町会・自治会に属しているのかを確認しますので、障害福祉課にお問い合わせください。

電話：047-436-2307

メールアドレス：shogaifukushi@city.funabashi.lg.jp

②民生委員・児童委員に依頼したい場合

地域福祉課にて、地域の民生委員・児童委員の連絡先をお伝えすることができます。窓口・電話にてお問い合わせください。

電話：047-436-2313 地域福祉課

③地区社会福祉協議会に依頼したい場合

事業所が所在する地区の地区社会福祉協議会の連絡先は船橋市社会福祉協議会ホームページの地区社会福祉協議会 MAP 内にある「お住まいの地域管轄一覧はこちら」(PDF) 又は以下の二次元コードよりご確認ください。

ご不明な点があれば下記にお問い合わせください。



<https://funabashi-shakyo.or.jp/chiku-shakyo/>

電話：047-431-2653 船橋市社会福祉協議会 地域福祉推進課

【福祉に関する知見を有する方の選出が難しい場合の相談先】

① 基幹相談支援センター (月～土 10:00～18:00)

「ふらっと船橋」 電話 047-495-6777

3 市町村職員の参加のための日程調整について

会議の日程が決まりましたら、船橋市障害福祉課あてに以下の通りメールでのご連絡をお願いします。（原則1か月前までをお願いします）

こちらから出席／欠席についてご連絡させていただきます。

◇メールアドレス（船橋市障害福祉課）

shogaifukushi@city.funabashi.lg.jp

◇件名

【地域連携推進会議の参加要請について】

◇本文

地域連携推進会議の参加要請です。

事業所名 ○○グループホーム

事業所番号 xxxxxxxxxxxx

開催予定日時 ○年○月○日（○）XX：XX～XX：XX

開催場所住所 船橋市○○町○-○-○（駐車場あり／なし）

※事業所以外の場所の場合、その旨わかるように記載してください。

連絡先 xxx-xxx-xxxx（担当：○○）

4 住居訪問（見学）について

① 市職員の住居訪問について

船橋市には住居が非常に多くあるため、全ての住居への訪問が難しい状況です。会議と同日に会議開催場所にて住居訪問（見学）が実施される場合、市職員の時間の都合がつかう状況等で検討させていただきます。なお、会議と同日の住居訪問については下記②を参照してください。

② 会議開催日と同日の住居訪問について

国の手引きでは、「地域連携推進会議の開催日以外の任意の日程を選択」とされており、会議とは別の日程で訪問することが想定されています。

しかしながら、本市においては、住居が会議開催場所のみである場合や、地域連携推進員の日程調整がつかない場合など同日に行った方が効率的な場合は、同日に行うことも可能とします。

ただし、以下の点にご注意ください。

- 複数の住居を設置している場合は、その住居ごとに年1回以上、地域連携推進員が訪問する機会を設けること。
- 施設の利用者や職員に過度な負担とならないよう配慮すること。
- 地域連携推進員が利用者であり、状態像等により訪問が困難な場合や地域連携推進員の日程調整が困難な場合等については、施設等と各地域連携推進員との調整により、訪問回数等について柔軟に決めることが可能であること。

5 会議の開催等に代えることができる市長が定める措置について

福祉サービスの質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として市長が定めるものを講じている場合には、地域連携推進会議の開催、共同生活援助事業所の見学等に代えることができます。

(※根拠法令)

- ①障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準 第210条の7第5項及び213条の10第5項
- ②障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉施設等の人員、設備及び運営に関する基準 第24条の2

船橋市長の定めるもの

各都道府県において認証を受けた福祉サービスの第三者評価の評価機関においておおむね1年に1回以上評価を受け、サービスの第三者評価等の実施状況（実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果）を公表するとともに、その記録を5年間保存すること。

外部評価機関の一覧は各都道府県のホームページ等をご覧ください。

なお、上記以外の評価機関をご検討されている場合は事前に障害福祉課までお問い合わせください。

運営推進会議等の開催に代える場合の注意事項

地域連携推進会議の目的・役割として、利用者との関係づくりや地域の人への施設等や利用者に関する理解の促進があげられていますので、開催に代える措置を行う場合にあっては適切に地域と連携していただくようお願い申し上げます。

6 議事録について

議事録については、参加者(発言者)に内容を確認のうえ公表するようお願いいたします。公表の方法は、ウェブサイトへの掲載や事業所内への掲示など、広く関係者のみなさんがご覧いただける方法をお願いいたします。その際、利用者等の個人が特定されるような情報がないようご注意ください。

参加者名は、必ずしも個人名を明記する必要はなく、所属組織名や職名、イニシャル等の表記で参加者の立場が明らかになれば問題ありません。

なお、障害福祉課の参加者名の記載については「障害福祉課 職員」でお願いします。会議の内容が薄れないうちに各参加者への確認を行い、公表することが望ましいです。障害福祉課職員が参加した場合は、おおむね1か月程度を目安に議事録を船橋市障害福祉課までご提出ください。送付先は参加依頼メールと同様のアドレスです。

◇メールアドレス（船橋市障害福祉課） shogaifukushi@city.funabashi.lg.jp

7 参考資料等について

国の手引きのほか、参考資料等を市のホームページに掲載していますのでご確認ください。

市のホームページのトップページから、「地域連携推進会議」でキーワード検索するか、下記二次元コードからアクセスしてください。

<https://www.city.funabashi.lg.jp/kenkou/shougaisha/003/01/p128558.html>



<問い合わせ先>

船橋市役所 障害福祉課

計画係

TEL：047-436-2307